

健康保険・厚生年金保険新規適用届

【手続概要】

この届出は、事業所が健康保険、厚生年金保険に適用されることになった場合、事実発生から 5 日以内に事業主が行わなければなりません。

ただし、「常時使用する従業員が 5 人未満の個人事業所」など強制適用事業所以外の事業所は、「任意適用申請書」を提出し、管轄の年金事務所長の許可を受けることが必要です。

【添付書類】

以下の 1. ～ 5. それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

なお、添付書類のうち、法人（商業）登記簿謄本および、住民票（コピー不可）は、直近の状態を確認するため、提出日からさかのぼって 90 日以内に発行されたものをご提出いただくこととなりますのでご注意願います。

1. 法人事業所の場合
法人（商業）登記簿謄本※ 1 ※ 2
2. 事業主が国、地方公共団体又は法人である場合
法人番号指定通知書のコピー※ 3
3. 強制適用となる個人事業所※ 4 の場合
事業主の世帯全員の住民票（コピー不可）※ 2
4. 共済組合制度（短期給付）に加入する事業所である場合
「共済組合制度（短期組合員）の適用に伴う健保法第 200 条等の適用申出書」※ 5
5. 口座振替により保険料の納付を希望する場合
「健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」

※ 1 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」をご確認ください。

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html)

※ 2 事業所の所在地が登記上の所在地等と異なる場合は「賃貸借契約書のコピー」など事業所所在地の確認できるものを別途添付してください。

※ 3 「法人番号指定通知書のコピー」が添付できない場合は「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) で確認した法人情報（事業所名称、法

人番号、所在地が掲載されているもの)の画面を印刷し、添付していただいても差し支えありません。

※4 従業員を常時5人以上使用する個人事業所(一部非適用業種を除く)は強制適用事業所となります。

※5 必要事項を記入の上、共済組合の証明を受けて提出してください。